

インド特許法の基礎(第39回)

～審決・判例(5)～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (Publ) Vs. The Controller General of Patents.

- 【事件番号】 OA/18/2011/PT/DEL
【審決日】 2014年6月6日
【出願番号】 5294/DELNP/2005
【関連条文】 第3条(k)¹、第14条
【キーワード】 自然的正義の原則²、コンピュータプログラムそれ自体、アルゴリズム
【ポイント】 特許出願人は、自然的正義の原則により、出願審査手続きにおいて拒絶理由の事前通告がなされ、意見陳述の機会が与えられるべきである。

2. 事実関係

(1) 手続きの経緯

出願人は、英国特許出願(優先権番号0311921.1、優先日2003年5月23日)に基づいて国際出願を行い(PCT/EP/2004/050889)、本出願は、発明の名称を「移動通信システムにおけるセキュアトラフィックリダイレクション(Secure Traffic Redirection in a Mobile Communication System)」として、2005年11月17日、インドへ国内移行された。しかし、審査及び聴聞の結果、本件出願は第3条(k)に該当するものとして拒絶されたため、出願人は、知的財産審判部に不服審判を請求した。

1 第3条 発明でないもの

次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

(k) 数学的若しくは営業の方法、又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム

- #### 2 自然的正義：「(とくに通常裁判所以外の機関による) 裁判に対する司法審査のさいに援用される指導原理。アメリカよりイギリスでよく用いられる言葉。第1に、裁判官が偏見(bias)をもっていないことが要求される。Nemo iudex in causa sua(何びとも自ら関係する事件の裁定者たるをえず)。實際上偏見がなかったというだけでなく、「公正らしさの外観」も備わっていることが要求される。第2に、「公正な告知」(fair notice)と「聴聞」(hearing)が要求される。Audi alteram partem(相手方当事者の言い分を聞け)。第3に、別段の強い理由がないかぎり公開審理が要求される。」(田中英夫、「英米法辞典」、東京大学出版会)